

議案第百号

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条―第十八条」を「第十五条―第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

前文中「耕作放棄地の増大、」を「農地や」に改め、「豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている」を「地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化し、豊かな自然環境と共生する過疎・中山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼしており、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要がある」に改め、「展開する」の下に「とともに、これらの地域の自立に向けて、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組む」を加え、「課題となっている。」の次に次のように加える。

また、新型感染症の拡大を契機として、ゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、人口の過度の集中によるリスクを避けながら都市地域と連携し、新しい技術等も用いて豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている。

前文中「振興」を「持続的発展」に改める。

第二条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）」に、「同法第三十三条第一項又は第二項」を「同法第三条第一項又は第二項、第四十一条第一項又は第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）又は第四十二条」に改める。

第三条第一項中「基づき」の下に「、地域の持続的な発展に向けて」を加え、同条第二項中「整備」の下に「及び新技術の活用」を加え、同条第三項中「促進されることにより」の下に「、雇用機会が拡充され」を加え、同条第四項中「地域間交流」を「、地域内外との交流」に改め、「県民」の下に「その他地域と多様な形で関わる者（以下「関係人口」という。）と」を加え、同条第五項中「担い手の」の下に「確保及び」を加える。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「振興」を「持続的発展」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 県は、過疎・中山間地域の持続的発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画（法第八条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画。以下「市町村計画」という。）の達成状況に關する評価等を踏まえ必要な支援に努めるものとする。

第五条中「振興」を「持続的発展」に、「計画的に実施する」を「市町村計画に基づき実施し、達成状況に關する評価を行う」に改める。

第六条中「振興」を「持続的発展」に改める。

第七条第一項中「道路」の下に「その他の交通施設等」を加え、「並びに情報通信基盤の整備」を「情報通信基盤の整備並びに新技術の活用による各種対策の推進」に改め、同条第三項中「及び」の下に「介護・」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 県は、過疎・中山間地域において、住民が住み続けられる生活環境を確保するため、移動及び交通手段の確保並びに日常生活に必要不可欠なサービスの維持に係る各種対策その他必要な措置を講ずるものとする。

第八条第二項中「図るため」の下に「地域の特性及び資源並びに経営体の規模に応じた支援を行うとともに」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 県は、過疎・中山間地域において、雇用の場の創出を図るため、既存の産業の振興とともに、企業誘致、観光振興及び新産業の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

第九条の見出しを「交流の促進等」に改め、同条第一項中「交流」の下に「活動」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 県は、過疎・中山間地域において、地域内外との交流の促進による人の流れの創出、関係人口の拡大及び移住・定住の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第十九条を第二十条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条第一項中「模範として適当」を「集落等の参考となるもの」に改め、第二項中「振興」を「持続的発展」に改め、「対して」の下に「必要な」を加え、同条を第十六条とし、第十四条中「振興」を「持続的発展」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四

条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条第一項中「研究開発」を「導入拡大」に改め、同条を第十二条とし、第十条の見出しを「担い手の確保及び育成」に改め、同条第一項中「育成を図るため、定住の促進」を「確保及び育成を図るとともに、地域を支える多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、地域内外との交流」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（子育て及び教育環境の充実等）

第十条 県は、過疎・中山間地域において、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境及び教育環境の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。